

砂川市訓令第49号  
令和7年12月23日

砂川市電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査等事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査等事務処理要綱の一部を改正する訓令

砂川市電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査等事務処理要綱（平成25年訓令第36号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

附 則

この訓令は、令和7年12月25日から施行する。

## 違反電気用品調査表

検査年月日 年 月 日

検査員  
所属職氏名

所在地

販売店名

電気用品 (機種名、型番 定格等)	調査品に表示されている事項					製造事業者名 又は 輸入事業者名	違反内容	仕入先名及び所在地
	PS-E マーク (有・無)	型式認可 番号	商標又は 略称	定格事項	経年劣化 に係る 注意喚起			
指導内容								

注1 定格事項は、調査品に表示されている電圧、電流、周波数、消費電力等を記載すること。

注2 違反内容は、表示なし、記号なし、電圧なし、電流なし、製造事業者名（輸入事業者名）又は商標（略称）なし、表示不明瞭等と記載すること。

注3 指導内容は、立入検査結果通知書を発行し改善報告書の提出を指示、違反電気用品の店頭からの撤去を指示（確認）等と記載すること。

別記第3号様式（第8条関係）

立入検査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

市町村名 砂川市  
立入検査員

本日、貴社（店）におかれては、電気用品安全法第27条第1項に違反して販売又は販売の目的で陳列している電気用品（法第10条に規定する表示に係る不適合電気用品）が次のとおり認められたので、直ちに当該電気用品の販売を停止し、今後このような電気用品の販売又は販売の目的で陳列を行わないように十分に注意してください。

また、当該電気用品の廃棄等の処分の方法（在庫品も含む。）、電気用品安全法遵守に係る社内等の改善措置等について速やかに改善報告書により報告してください。

なお、当該電気用品を販売又は販売の目的で陳列した場合、電気用品安全法第57条により1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処せられることがありますので、念のため申し添えます。

記

法第10条に規定する表示に係る 不適合電気用品名 (機種名、型番、定格等)	台数

別記第4号様式（第8条関係）

年　月　日

砂川市長様

住　　所  
販売事業者名  
代表者の氏名

改善報告書

年　月　日の立入検査の際に指摘がありました下記の電気用品については直ちに販売を停止し、下記のとおり改善しましたので報告します。なお、今後は、電気用品安全法第27条第1項の規定に違反しないよう十分に注意いたします。

記

電気用品名 (機種名、型番、定格等)	
購入数量	
購入先	
保管場所及び数量	
販売場所	
主たる販売先	
当該電気用品に係る廃棄等の 処分の方法(在庫品も含む。)	
電気用品安全法遵守に係る 社内等の改善措置	

※立入検査結果通知書（別記第3号様式）の写しを添付すること。